

---

平成27年度  
インターンシップ等実務者研修会

研修会資料

日時： 2015年7月10日(金)

会場： 都久志会館

---

# 『インターンシップにおける危機管理と諸課題』

名古屋産業大学

環境情報ビジネス学部

教授 石橋 健一

# 「概要」

- 今日の大学にとり、学生の学修の場はもはや大学のキャンパス内に限定されるものではなく、学外、ときには海外にさえその学修の場が求められている。とりわけ長期のインターンシップが実施されるに及んで、学生は働くことの意味を真剣に学びつつ、これまでの学生にはない様々な体験を積むことになる。
- このような学生の学修行動に対して、大学自身に求められる危機管理意識およびその体制も本質的に変わる必要があると思われる。このような視点から、インターンシップにおける事故事例を参考にしつつ、危機管理体制の在り方を考えてみたい。

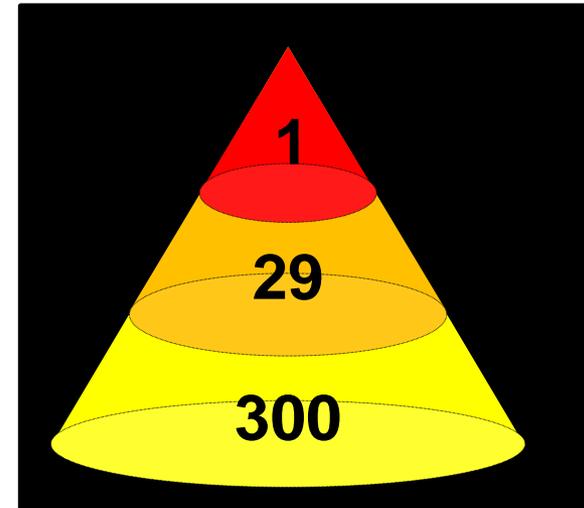
# 『ハインリッヒの法則』

## 「ヒヤリ・ハット」からの警鐘

ヒヤリとしたこと・・・300事例

外傷・・・29事例

重大事故・・・1事例



出来る限り事故(アクシデント)を事前に防止することにより、より大きな(深刻で、重篤な)事故や災害を回避する考え方。

\* この法則は、労働災害における経験則の1つ。  
1つの重大事故の背景には、29の軽微な事故があり、さらにその背景には300の異常が存在するというもの。  
ハーバート・ウィリアム・ハインリッヒ (Herbert William Heinrich) (1886年 - 1962年)

# 学校、教員の法的責任

## ■ 国家賠償法第1条

- 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、**故意**又は**過失**によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
- O2 前項の場合において、公務員に**故意**又は**重大な過失**があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

## ■ 故意

- 一定の結果の発生を意識して又は結果の発生を認識あるいは予見しているのに、行為する心理状態

## ■ 過失

- **注意義務違反**(通常の注意を怠る)、**予見義務違反**(予見できたかどうか)、**結果回避義務違反**(予見したのに回避しなかった)

# インターンシップと大学教育

- 1997年** 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」  
「学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」
- 2010年** 大学の設置基準改正  
「社会的・職業的自立に向けた指導等」
- 2013年** 「我が国の人材育成強化に関する対応方針」  
「大学等と地域産業界との調整を行う仕組みを構築し、学生に対して、卒業・修了前年度の夏季・春季休暇中に行うインターンシップ、地元企業の研究やマッチングの機会の拡充をはじめ、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化」
- 2014年** 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」 見直し  
インターンシップについては、大学等の教育の一環として位置付けられ得るものであることから、大学等が積極的に関与することが必要である。この観点から、事前・事後教育等の機会を提供する等のサポート体制を構築することは、その教育効果を高めるという点で有益である。

単なる就業体験や採用直結型のものから大学におけるキャリア教育の一環として実施されるもの



大学の積極的な関与

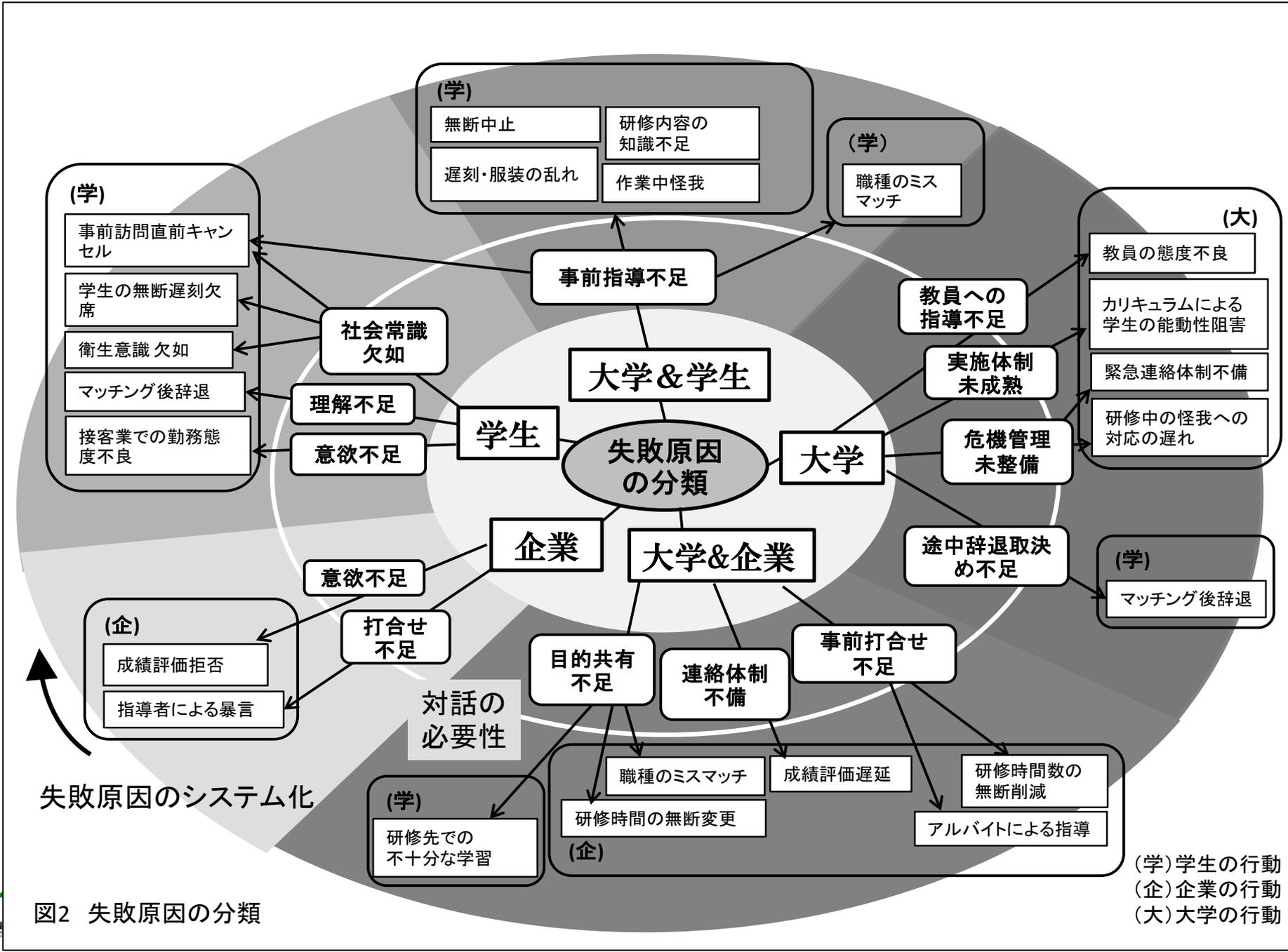
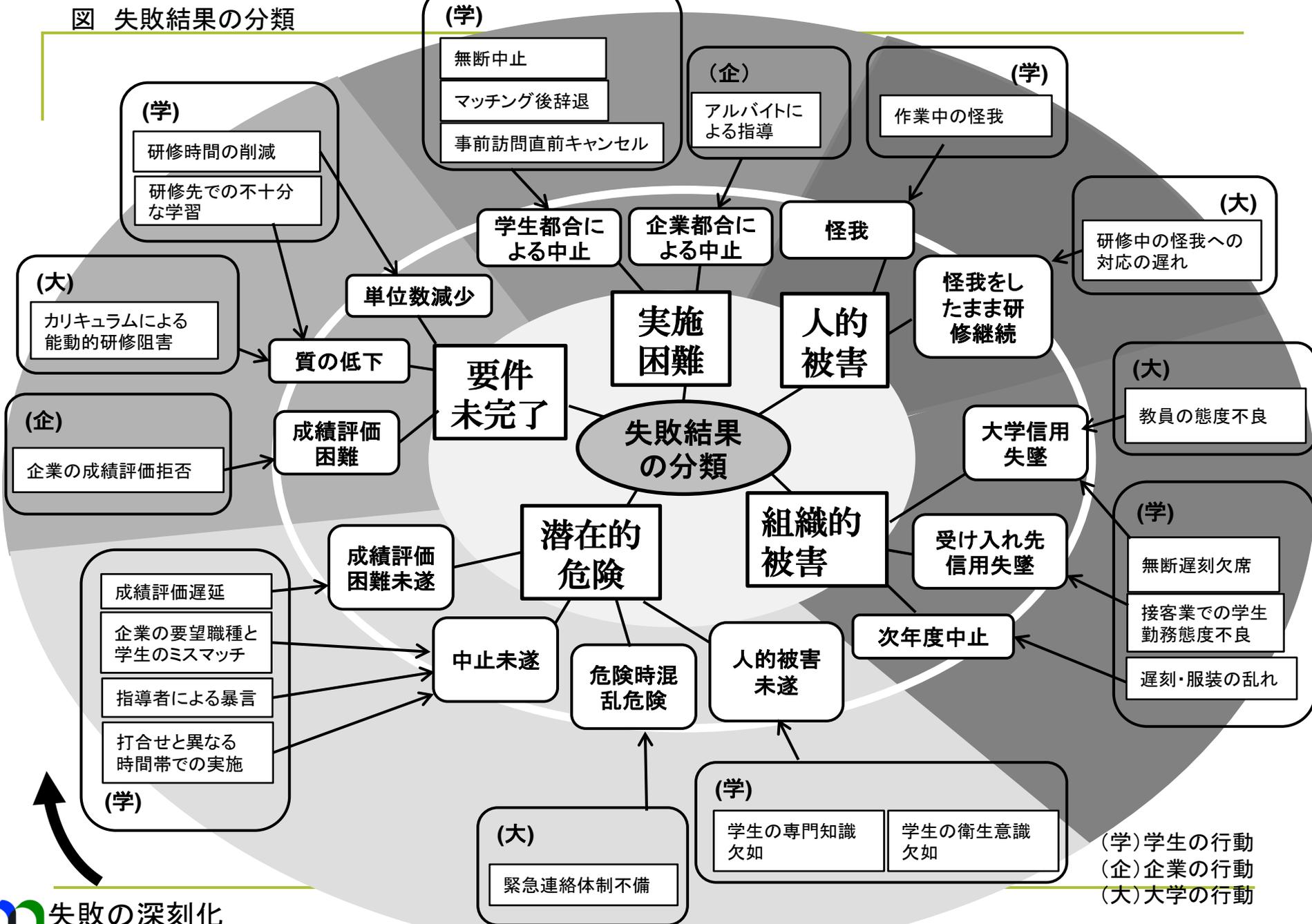


図2 失敗原因の分類

(学) 学生の行動  
 (企) 企業の行動  
 (大) 大学の行動

図 失敗結果の分類



# (1) 社会実践を通じて学ぶ！ ビジネストレーニングプログラム

本学教育の最大の特徴は、「ビジネストレーニングプログラム」を中心とした実践教育。3年次春学期(4月～9月)には、3か月の長期インターンシップを中心とした多彩なビジネストレーニングプログラムを配置。学内外において、実践的な知識と社会人基礎力を同時に身に付けること。

## ◆オフキャンパスプログラム(学外)

- ① 企業インターンシップ
- ② 農山村インターンシップ
- ③ 海外インターンシップ

## ◆オンキャンパスプログラム(学内)

- ④ (株)名産大GSBの学内インターンシップ
- ⑤ (独)中小企業基盤整備機構中部本部経営サポートチームと連携した実践型学習(地域ビジネス論 I～V)



## (2) 長期インターンシップ プログラム

- 正課科目: 18単位
- 期間: 3か月  
5月～7月

12月～3月

ガイダンス

- 学生向け説明会
- 研修先打ち合わせ(教員のみ)
- マッチング
- 事前評価

4月

事前研修

- 研修先調査
- マナー講座
- PC講座
- 緊急連絡と緊急対応

5月～7月

研修

- 研修日誌・中間評価
- 研修先評価
- 巡回指導

8月～10月

振り返り

- 事後評価
- 研修レポート作成
- 成果報告会開催

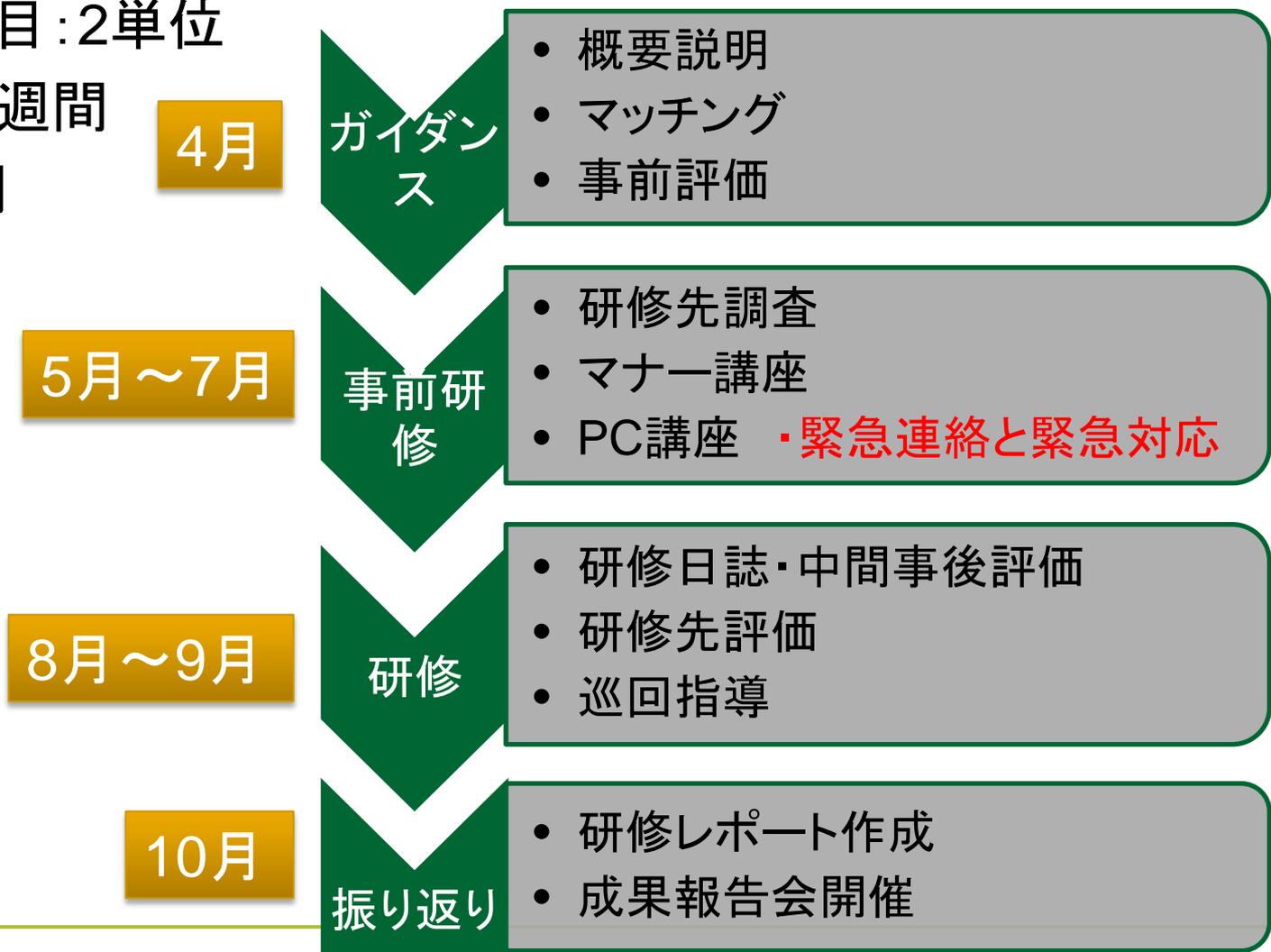
危機管理マニュアル

# 長期インターンシップの様子



# (3) 短期インターンシップ プログラム

- 正課科目: 2単位
- 期間: 2週間  
7月・8月



危機管理マニュアル

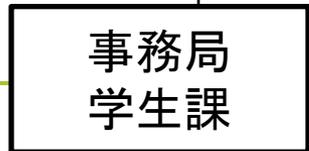
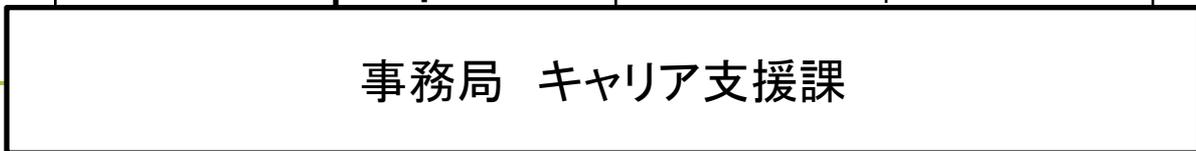
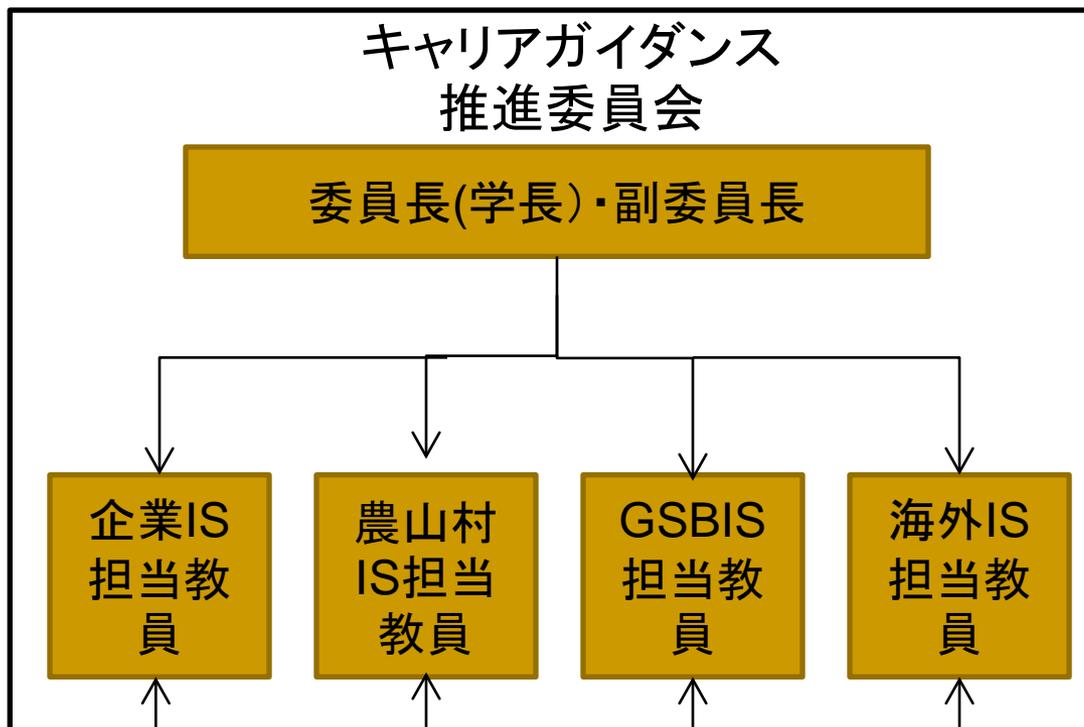
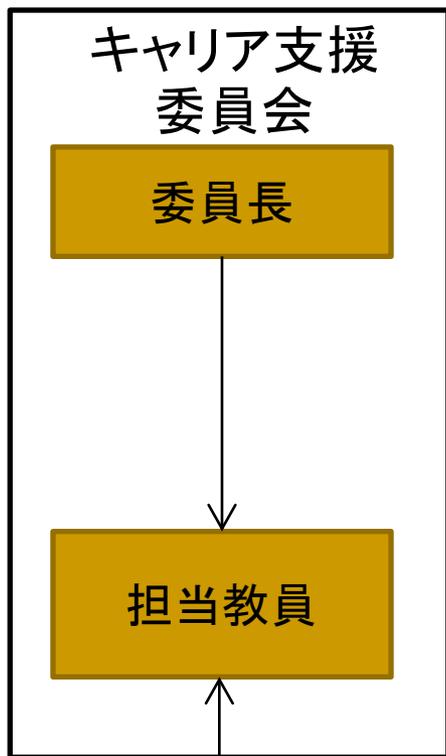
# 短期インターンシップの様子



# (4) インターンシップ実施体制

短期インターンシップ

長期インターンシップ(ビジネス  
トレーニングプログラム)



# 危機管理マニュアルの作成

## 事故事例（平成24年度 試行的プログラムの実施）

農山村インターンシップ（導入）試行的プログラム実施中において、学生がインターンシップ先の網戸の取り外し作業において、脚立から転倒し、救急車で病院に搬送された。病院での診断の結果、「打撲」と判断され、とくに異常は検出されなかった。

救急車による搬送後すぐに、インターンシップ先より本学インターンシップ事務局（キャリア支援課）に対して、事故の報告があった。

キャリア支援課 課長は、担当教員に連絡すると共に、学生の保護者にも連絡を行った。その際に、事故の状況、程度、および保険適用についても説明・相談を行った。

同日18時、教員1名が現地（長野県阿智村）を訪問し、事故の対応を行った。



緊急連絡網を含めた**インターンシップ中のフォローアップ体制の仕組み**を痛感



改善

**危機管理マニュアル作成の必要性**

# (1) 危機管理マニュアルの全体的コンセプト

アクシデントの発生

担当教員、もしくは副担当教員へ連絡 

正確な情報を収集(時間・場所・被害内容・被害程度など)

CG推進委員会  
副委員長へ連絡

危機レベルの判定

担当教員もしくは副担当教員対応  
(CG推進委員会副委員長指揮)

レベル 1

- 学生の病院受診を要しない病気及び軽度の受傷事故
- 学生の遅刻・無断欠勤・指導上の問題
- 学生または研修先からの問題提起
- 学生または研修先からのインターンシップ中止の申し出について聴き取り状況 等

CG推進委員会委員長対応

レベル 2

- 学生の病院要受診もしくは短期入院を要する受傷事故
- 学生による軽度の対人・対物損傷事故
- 学生または研修先からのインターンシップ中止の申し出について要検討状況 等

CG推進委員会委員長対応

レベル 3

- 学生の死亡事故
- 学生の重篤な病気および重篤な受傷事故
- 複数の学生の受傷事故
- 学生による重度の対人・対物損傷事故
- 学生の刑事犯罪に抵触する事項
- 研修先の深刻な事故(コンプライアンス違反、社会的信用問題等)

## (2) 平成26年度長期企業IS 緊急連絡網

受付窓口

(研修中の事故・  
事件)  
学生課

業務時間内(平日9:00~18:20)  
キャリア支援課

業務時間外(夜間、土・日曜)  
総務課(守衛室)

担当教員  
(CG推進委員会副委員長)

キャリア支援課 課長

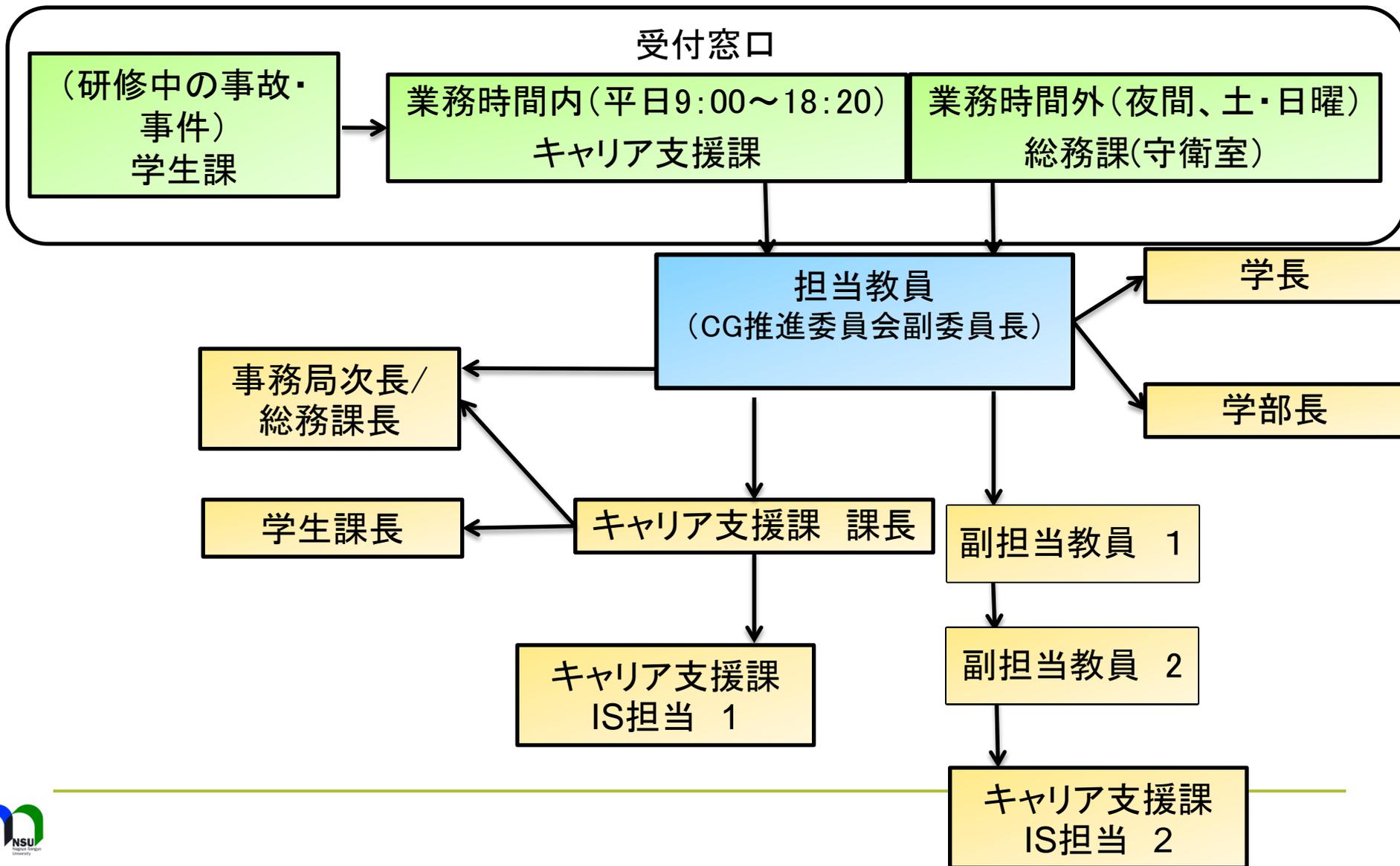
副担当教員 1

キャリア支援課  
IS担当 1

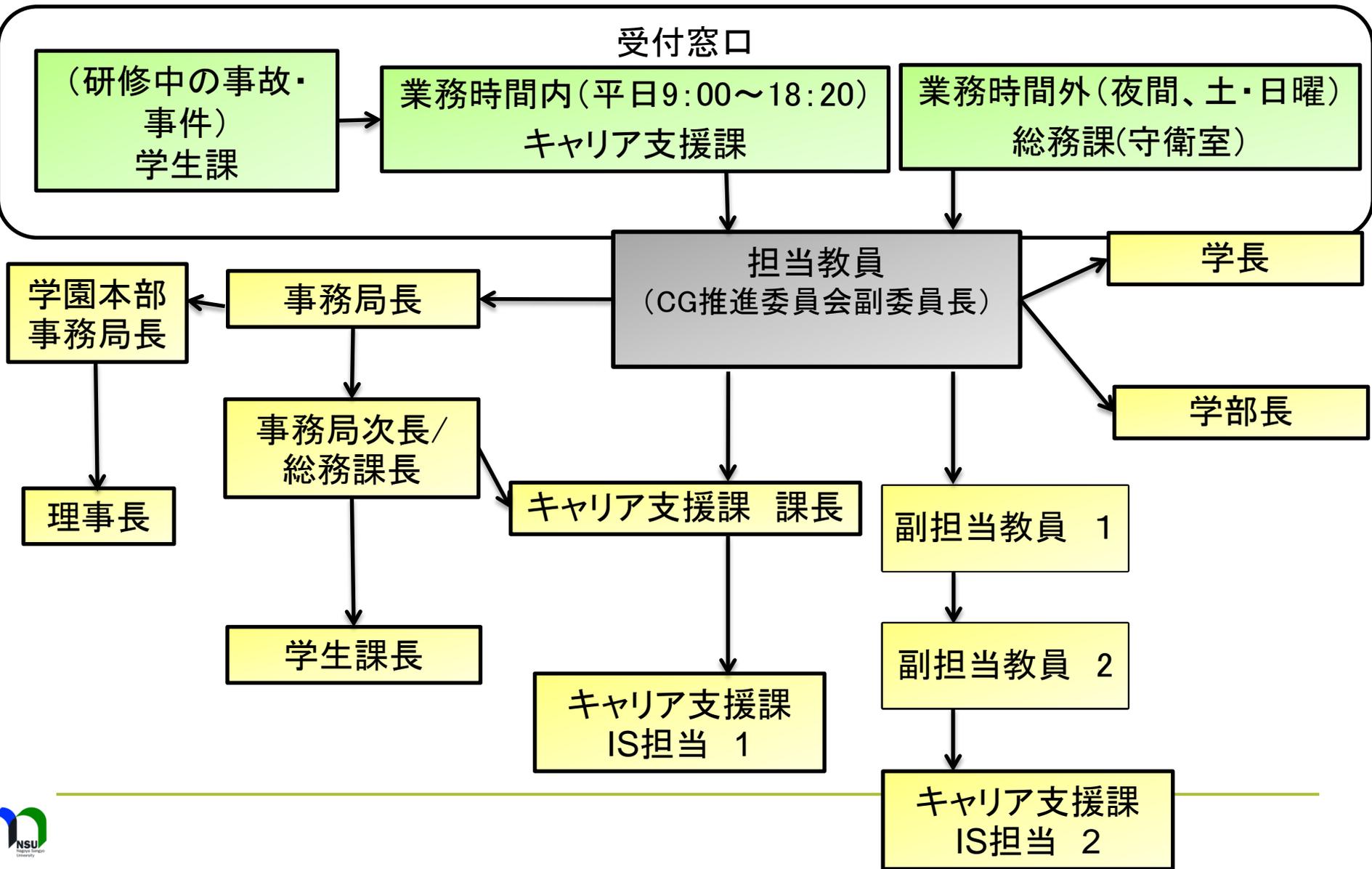
副担当教員 2

キャリア支援課  
IS担当 2

### (3) 平成26年度長期企業IS 緊急連絡網



# (4) 平成26年度長期企業IS 緊急連絡網



# 事故報告書

平成 年 月 日  
 報告者 所属：職位  
 氏名

発生日時			
発生場所		事故による負傷者	
事故の概要			
事故に対する対応			
事故発生原因			
今後の予防措置			

事故対応（経過）記録報告書（様式2）を添付のこと

# 事故対応（経過）記録報告書

記録日 平成 年 月 日	記録者 所属：職位 氏名
発生日時 平成 年 月 日 時 分	
発生場所	

	時間 (24時間表記)	事象	対応
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

## (5) インターンシップ中の危機事象として考えられるもの

- 人的被害（学生の病気、受傷、他者への怪我や事故）
- 物的被害（学生による研修先への物損事故）
- 研修困難（研修先と学生間のトラブル、学生による辞退、研修先による辞退）

（参考：産業界ニーズ事業中部地域大学グループインターンシップ失敗事例調査より）

## (6) 本学における具体的事件事例

### 【事案内容 1】

#### 「研修学生から、インターンシップに対して、不安の相談を受けた事案」

#### (経過)

研修開始 2～3週間の段階で、具体的な研修作業修得への不安、研修期間(3ヵ月)の見通し不安、対人関係構築への不安等を学生が訴えた。とくに同一研修所に参加した学生間では、相互の協力関係よりも、研修作業スピードの違いなどで、相互の信頼関係が見られなかった。CG推進委員会副委員長は、「危機レベル 1」と判断し、教職員を差し向け、意見の聞き取りと、適切な指導を行うよう指示した。

#### (対応)

教職員が研修先を訪問、個々の学生の不安を聞き、前向きな方向に進めた。

## 【事案内容 2】

「営業研修中、納品先企業敷地内において、営業車より研修生が降車しようとしたところ、強風で営業車のドアが強く開き、隣に駐車していた他社の車を毀損した事案」

### (経過)

事故発生 (16時15分)

研修学生自身より、学生課経由でキャリア支援課に連絡 (16時34分)

キャリア支援課 課長より、担当教員に連絡 (16時50分)

担当教員より、CG推進委員会副委員長に連絡 (16時55分)

CG推進委員会副委員長の判断に従い、担当教員が研修先に事実確認の連絡 (17時00分)

担当教員より、CG推進委員会副委員長に対して研修先との連絡内容を報告 (17時15分)

CG推進委員会副委員長は、「危機レベル 2」と判断 (18時00分)

### (対応)

CG推進委員会副委員長が、IS保険および学研災に関する検討をキャリア支援課 課長等に指示 (18時15分)

キャリア支援課 課長より、CG推進委員会副委員長に対して適用保険の連絡 (18時30分)

翌日、研修先担当者より、本事案事故に関して、自社の保険で対応する旨の連絡

キャリア支援課より、研修学生本人に対して、事故に対する保険対応につき連絡

後日、担当教員とCG推進委員会副委員長が研修先を訪問

事故処理と保険適用について、お礼のご挨拶を行う

### 【事案内容 3】

「研修先の室内勤務中において、研修開始から2週間後の学生が、貧血によるめまいを起こした事案」

#### (経過)

研修中の学生がめまいを起こす事案発生 (17時00分)

研修先より、担当教員に連絡 (17時05分)

担当教員より、CG推進委員会副委員長に口頭で報告 (17時10分)

CG推進委員会副委員長と担当教員が研修先に到着、学生の状況確認 (17時20分)

研修先の保健師が、血圧(最高血圧90)と脈拍を測定し、また意識レベルも確認。

研修先休憩室で安静状態のまま、本人が両親に迎えを要請。研修先担当者が連絡。

研修先関係者と本学関係者とが、学生の見守り。学生の血圧(最高血圧)が110まで上昇確認。

CG推進委員会副委員長は、「危機レベル 1」と判断(17時30分)

学生の両親が市役所へ到着(17時50分)。両親に対して、CG推進委員会副委員長が状況と経過を説明

学生は歩いて研修先駐車場まで行き、両親の車で帰宅 (18時05分)

#### (原因)

午前中、2時間の外回りをしたため脱水状況を引き起こしたこと、インターンシップ開始2週間経過後の疲労等が重なり、貧血を起こしたと推測

※学生自身、もともと体質的に血圧が「低い」ことが判明。基礎体力不足も要検討課題

#### (対応)

CG推進委員会副委員長名で、研修中のすべてのIS学生に対して、熱中症予防と十分な水分補給を緊急連絡

## 【事案内容 4】

### 「中型バイクで研修先へ向かう途中、スリップによる自損事故を起こした事案」

#### (経過)

朝、研修先に向かう途中、スリップする自損事故を起こした。学生の怪我は、ひざをすりむいた程度であったが、バイクはオイル漏れを生じ、近くのコンビニに駐車要請。なお、学生は、朝の研修時間に間に合うことができた。

なお、本事案についての報告は、後日、職員の巡回において、聞き取りから判明した。

#### (問題点)

自損事故とはいえ、事故後の速やかな報告がされなかった。

#### (対応)

自動車・バイク等の損壊は、インターンシップ保険の付帯賠償の対象外であった。

通学時の障害・受傷は「学研災補償」の対象であるが、4日以上の入通院を要するため、本事案は適用対象外になった。

## (7) IS研修中、暴風・災害時への対応

- あらかじめ本学の履修要覧「暴風警報・災害時の場合の休講」を研修先に提示
- \* 台風8号からの学び \*
- 履修要覧を参考に、研修先が研修中止の有無を判断
- IS研修学生への指示の一本化
- \* なお、研修先企業には、ほとんど暴風警報に対する社内規定がなかったことも判明 \*
- 研修中止を決定した場合は大学に連絡

## (8) 危機管理をするうえでのポイント

### ステークホルダーとしての**学生を守る危機意識**の必要性

- (1) 大学における危機意識の向上
- (2) 学生に対して、「信頼する、しかし安心はしない」心構え



- 教員・職員間の役割分担の明確化
- 関係者の情報共有と情報のディスクローズ
- 学生・保護者への的確な説明
- 研修先との事前の綿密な打ち合わせ
- 学生への事前指導の徹底
- 24時間の連絡体制の確保
- 即時即応体制(サポート体制)の構築

# 今後の課題

- インターンシッププログラムの見直しや学生指導の見直し
  - 学生の研修先への交通手段確保
  - 学生の健康管理と基礎体力向上
- 危機管理体制の見直し
- 危機管理の訓練
  - 事前の図上訓練を行うことにより対応能力の向上
- 「インターンシップ保険」への加入
  - 学生の加害事故：対人対物併せて約1億円
- インターンシップ学生に対する労働関係法規適用への検討
  - インターンシッププログラムの内容や報酬など
- 海外におけるインターンシップ事故に対して、大学の取るべきフォローアップ体制の構築

---

ご清聴ありがとうございました。